

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	総務部	男女共同参画センター
指摘の内容	<p>・男女共同参画センターの自動販売機設置に係る転貸借契約において、建物所有者からの承諾書がなかった。(1件)</p>	
講じた措置の内容	<p>当該指摘内容につきましては、毎年、建物所有者から承諾書をいただき自動販売機設置に係る転貸借を行う必要がありましたが、担当者の認識不足のため、建物所有者からの承諾を得ないまま転貸借の事務処理を行っておりました。</p> <p>今後の対策としましては、複数職員での確認により再発防止を図るとともに、承諾書のあり方についても事務改善策を協議検討して参ります。</p> <p>なお、平成31年度分からは、建物所有者より承諾書をいただいております。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。